

多摩市告示第470号

平成29年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年10月19日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,555	普通船員	2,420
普通作業員	2,228	潜水士	4,298
軽作業員	1,598	潜水連絡員	2,960
造園工	2,240	潜水送気員	2,937
法面工	2,847	山林砂防工	2,835
とび工	2,870	軌道工	4,737
石工	2,745	型わく工	2,735
ブロック工	2,532	大工	2,690
電工	2,622	左官	2,903
鉄筋工	2,892	配管工	2,307
鉄骨工	2,700	はつり工	2,633
塗装工	2,960	防水工	3,140
溶接工	3,173	板金工	2,915
運転手（特殊）	2,510	タイル工	2,385
運転手（一般）	2,082	サッシ工	2,690
潜かん工	3,150	屋根ふき工	1,643
潜かん世話役	3,725	内装工	2,903
さく岩工	2,982	ガラス工	2,610
トンネル特殊工	2,937	建具工	2,555
トンネル作業員	2,555	ダクト工	2,285
トンネル世話役	3,365	保温工	2,318
橋りょう特殊工	3,150	建築ブロック工	2,465
橋りょう塗装工	3,275	設備機械工	2,352
橋りょう世話役	3,600	交通誘導警備員 A	1,530
土木一般世話役	2,588	交通誘導警備員 B	1,317
高級船員	3,072		

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

適用範囲	業務内容	労務報酬下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 【工事における熟練労働者以外の者】	別紙1の職種に係る業務	1,000
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	975
	街路樹の維持管理業務	1,010
	下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） （下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）	1,280
	上記以外の業務・指定管理協定	962